

第1回 国税庁保有行政記録情報を用いた 税務大学校との共同研究に関する有識者会議

国税庁

本日の資料内容

1. 共同研究の目的等

2. 当有識者会議の範囲

3. ガイドライン等の提起

4. 公募を行う研究テーマ（案）及び提供データ項目

5. 審査プロセス

6. 今後のスケジュール

1. 共同研究の目的等

● 共同研究の背景

- 国税庁保有行政記録情報を用いた税務大学校との共同研究（以下、共同研究）は、各府省庁が保有するデータはすべてオープンデータとして公開することを原則とする「オープンデータ基本指針」を踏まえ、国税庁独自に有識者を交え検討を重ねた結果、まずは共同研究という形式から始めることが適切であるという結論が得られた。
- 国税庁の税務データは、申告納税制度の下、納税者の信頼や協力によって集積しているものであることに留意し、適切に取り扱う必要がある。したがって、共同研究において個票データを利用する者は、守秘義務の観点から国家公務員の身分を有する者のみに限定する。

● 共同研究の目的

- 共同研究は、我が国の税・財政政策の改善・充実等に資する統計的研究であり、所掌事務の範囲内で、可能な限り学術的にも貢献することを目的とする。

● 共同研究に係るこれまでの取組

- 令和3年6月30日、国税庁ホームページに「税務大学校との共同研究の概要」を掲載し、共同研究を実施する旨を公表。また、令和3年10月に開催が予定されている日本経済学会及び日本財政学会において、国税庁職員が説明を行い、共同研究の更なる周知を行う予定。

(参考) 政府保有データのオープン化に係る政府方針

- オープンデータ基本指針（平成29年5月30日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定 令和元年6月7日改正）抜粋

各府省庁が保有するデータはすべてオープンデータとして公開することを原則とする。

- 個人情報が含まれる、又は法人・個人の権利利益を害するおそれがある等の理由によりオープンデータとして公開することが適当でない情報であっても、支障のあるデータ項目を除いて公開すること、限定的な関係者間での共有を図る「限定公開」といった手法を積極的に活用する。

※ オープンデータとは、国・地方公共団体及び事業者が保有する官民データのうち、国民誰もがインターネット等を通じて容易に利用できるよう、①営利目的、非営利目的を問わず、②機械判読に適し、③無償で利用できるものとして公開されたデータをいう。

- 世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画
(令和2年7月17日 閣議決定) 抜粋

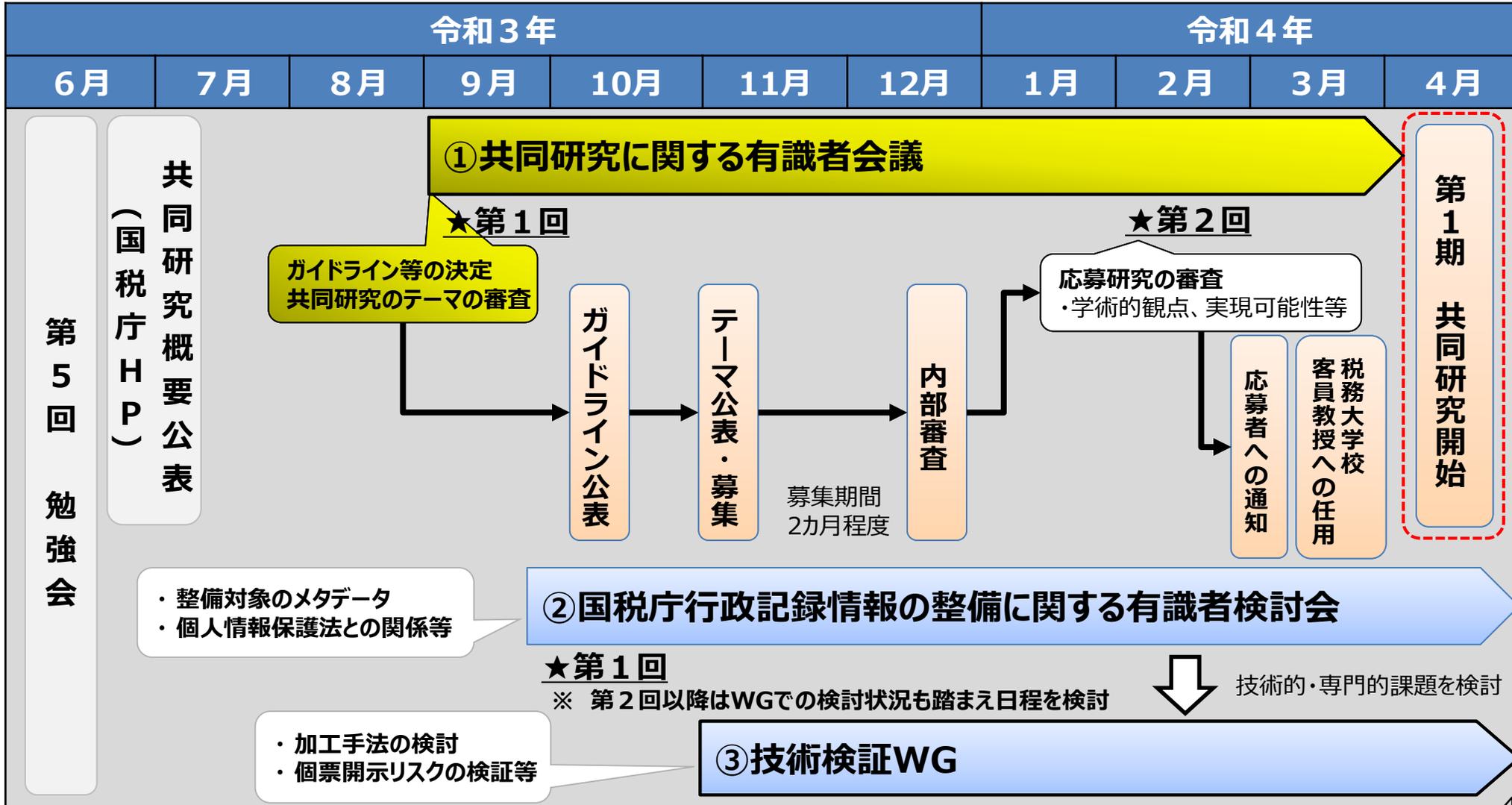
- オープンデータの取組については、「オープンデータ基本指針」に基づき、利活用者のニーズを的確に反映しながら進めることが重要。

- 財務省デジタル・ガバメント中長期計画
(平成30年6月25日 令和2年3月27日改定) 抜粋

- 保有データのオープン化については、データ連携・標準化等に関する政府の方針を踏まえ、個人情報保護、守秘義務等に関する法令を遵守しつつ、可能な限り、利用者ニーズを踏まえた行政保有データのオープン化を進める。

2. 当有識者会議の範囲

- 共同研究及び税務データのオープン化については、以下のスケジュールに沿って検討を進める。
- 国税庁保有行政記録情報を用いた税務大・税大との共同研究に関する有識者会議（以下、当有識者会議）は、ガイドライン等の決定及び共同研究のテーマの審査等を主な検討内容とする予定。



(参考) 有識者会議における検討事項等

定義

- 国税庁が設置し、その求めに応じ、合議により個票データ等の利用の諾否について国税庁に対して意見を述べるとともに、個票データ等の利用者に対して、学術的な観点から意見を述べる有識者から構成される会議。(ガイドライン第2の8)

利用申出に対する審査等

- 審査方法、共同研究決定手続等への助言。(ガイドライン第6の1)
- 国税庁の求めに応じて審査を実施し、その終了後に意見を取りまとめて国税庁に提出するが、最終的な個票データ等の利用の諾否は国税庁が決定する。(ガイドライン第6の1)
- 審査は、データ利用目的、データ利用の必要性、過去の実績を勘案した研究内容の実現可能性等を総合的に評価して実施する。(ガイドライン第6の2)

その他

- 申出書の記載事項に変更が生じた場合の審査。(ガイドライン第9の1(2))
- 不適切利用者の処分の適用にかかる助言(ガイドライン第13の2、利用規約第14条)
 - ・データ利用者がデータを紛失した場合の処分内容に関する意見
 - ・データ利用者が不適切な取り扱いをした場合の処分内容に関する意見(利用規約別表)

3. ガイドライン等の提起

● 「税務データの利活用に関する勉強会」での検討

● 国税庁独自の取組として、令和2年10月から令和3年6月まで、企画課長の私的勉強会として、下記の5名を構成員とした有識者勉強会である「税務データの利活用に関する勉強会」を計5回開催。

【有識者勉強会委員】

| | |
|----------|------------------|
| 座長 伊藤 伸介 | 中央大学 経済学部 教授 |
| 宇南山 卓 | 京都大学 経済研究所 教授 |
| 菅 幹雄 | 法政大学 経済学部 教授 |
| 土居 丈朗 | 慶應義塾大学 経済学部 教授 |
| 日置 巴美 | 弁護士法人三浦法律事務所 弁護士 |

● 上記勉強会では、個票データの利活用に対するニーズが高く、優先して検討していくべきとの意見が多かったことから、個票データの利活用にフォーカスした検討を実施。守秘義務や個人情報保護等の法律面及び統計学・経済学のニーズでの検討を重ね、共同研究のガイドライン及び利用規約を策定・提起いただくに至った。

● 「税務データの利活用に関する勉強会」委員による提起内容

- 税務大・学校との共同研究における国税庁保有行政記録情報利用に係るガイドライン（案）（資料3）
- 個票データ等の利用規約（案）（資料4）

● 国税庁としての判断

● 国税庁としては、勉強会委員より提起されたガイドライン及び利用規約に基づき、共同研究を実施したいと考えている。

● なお、ガイドラインに沿い、実際の運用に必要な各種様式（案）（資料5）も作成。

(参考) ガイドライン・利用規約の概要①

個票データ等の利用に際しての基本原則

【行政目的にあった利用の確認】(ガイドライン第3の1(1))

国税庁は、申出のあった個票データ等の利用目的が、学術研究の発展に資するものであって、国税庁が保有する行政記録情報の整備又は税・財政政策の改善・充実に資する統計的研究であることを確認する。

【研究結果の公表における配慮】(ガイドライン第3の1(2))

個票データ等が秘密の保護が強く求められるものであることに留意し、適切に取り扱う必要がある。研究等の成果の公表に当たっては十分配慮する必要がある、特に各個体別の情報が第三者に識別されないように十分配慮するものとする。このため、利用者は本ガイドラインに基づき共同研究のために個票データ等の利用を行った場合、当該研究等の成果の公表においては、個体の識別が可能になる情報を明らかにしないこととする。

【共同研究方式】(ガイドライン第3の1(3))

税務大学校職員と共同で研究を実施する者を公募して実施する。

【利用に際しての秘密保護及び適正管理の確保】(ガイドライン第3の2)

個票データの適正管理措置については、ガイドライン、利用規約及び税務大学校の定めに従うものとする。また、個票データの利用は、税務大学校の施設内で、税務大学校が提供する端末においてのみ可能とする。税務大学校が提供する端末以外の記憶装置への複写及び保存は認めない。

(参考) ガイドライン・利用規約の概要②

個票データ等の利用期間

個票データ等の利用期間は、原則として2年間とする。(ガイドライン第4)

やむを得ない理由により利用期間の延長を希望する場合、国税庁は、最長1年間を上限として、原則1回に限り延長を認めることができる。

なお、研究等の成果を公表するための審査を行う過程で再度個票データ等を分析する必要がある場合、その他国税庁が必要と認める場合は、上記規定に関わらず、国税庁は利用期間の延長を認めることができる。(ガイドライン第9の3)

利用申出手続

個票データ等の利用は契約に基づくものであり、行政不服審査法の対象外である。また、有識者会議における審査は、原則非公開で行われる。(ガイドライン第5の1)

個票データ等利用申出に関する審査・決定について

個票データ等の利用申出に係る審査は、申出者が提出する書類及び審査基準に基づき、有識者会議に助言を求めた上で、国税庁において行う。有識者会議は、国税庁の助言の求めに応じて審査を実施し、その終了後に意見を取りまとめて国税庁に提出し、最終的な個票データ等の利用の諾否は国税庁が決定する。(ガイドライン第6の1)

4. 公募を行う研究テーマ（案）及び提供データ項目

● 研究テーマ

- 令和3年11月頃の公募に関しては、特定のテーマには限定せず、幅広く募集する。ただし、使用できるデータに制約があること、税務行政の目的に沿った利用であること及び国税通則法や個人情報保護法等の諸法規に抵触しないことが前提となることに留意する。

● 提供データ項目

- 令和3年11月頃の公募においては、所得税は「所得税及び復興特別所得税の確定申告書」第一表（A及びB）及び第三表、法人税は「法人税申告書 別表一（一）」（白色申告及び青色申告）となる。
- 他の統計データ等を組み合わせて分析を行うことは妨げない。ただし、当該データは共同研究者が用意するとともに、国税庁のデータとのリンケージに相当の作業が発生することに留意する。

● 具体的な公募テーマ（案）

- 研究テーマ1
「所得税及び復興特別所得税の確定申告書」第一表（A及びB）及び第三表を用いた定量的な分析
- 研究テーマ2
「法人税申告書 別表一（一）」（白色申告及び青色申告）を用いた定量的な分析

5. 審査プロセス

● 審査プロセス透明化の趣旨

- 第1期の共同研究では、2件程度の研究を採択したい。研究の採択に当たっては審査プロセスが不透明であり、プロセスそのものに疑念を抱かれることを避けるため審査の基準を明示し、審査プロセスの透明化を図ることがより望ましい。

● ガイドラインに明示された審査基準（ガイドライン第6）

- (1) 利用目的及び分析方法（研究内容と研究テーマの適合性、個体が識別されないように加工を行うことへの了承、データの分析目的及び方法が個体を識別するものではないこと等）
- (2) 個票データ利用の必要性（必要最小限であること、利用に合理性があり、他の情報では研究等の目的の達成が困難であること、利用期間と研究計画・公表時期が整合的であること等）
- (3) 実行可能性（過去の実績、研究計画内容等）
- (4) 研究成果等の公表（公表予定日、内容等）
- (5) 申出書及び添付書類の記載事項の確認（所属機関、研究従事人数、欠格事由の非該当等）
- (6) 他のデータとの照合を行う場合は、その必要性
- (7) その他必要な事項

● その他の審査プロセス透明化の施策

- ホームページにおける有識者会議の議題及び議事要旨の公表（ただし、個別の研究テーマの審査は除く。）
- 審査結果の公表等

6. 今後のスケジュール

- 第1期の共同研究公募に係る有識者会議開催予定は以下のとおり

○ 議題（予定を含む。）

- ・ 第1回（令和3年9月）：ガイドライン等、公募を行う研究テーマ（案）の検討
- ・ 第2回（令和4年2月）：応募された研究計画書の審査等

※第2期の共同研究公募に係る有識者会議（第3回以降）は、今後検討

<スケジュール（案） 令和4年4月まで>

